

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.104

**【共通】問1** 指定可燃物に関する次の記述のうち、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 指定可燃物とは、わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるものをいう。
- (2) わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- (3) 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- (4) 合成樹脂類とは、固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（ゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのほろ及びくずを除く。

**【消防用設備等】問1** 高層の建築物の防火安全対策に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 高層建築物の1階にある事務所に用いられるカーテンは防災物品とする必要はない。
- (2) 11階以上の階には、避難器具を設置する必要はない。
- (3) 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の11階以上の階には、自動火災報知設備を設置しなければならない。
- (4) 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上のものには、非常ベル又は自動式サイレンのほか、放送設備を設置しなければならない。

**【消防用設備等】問2** 次の「 」内の記述は、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う施設に設置しなければならない消防用設備等について定めた消防法施行令の一部である。ここで設置しなければならないとされている消防用設備等を、選択肢の中から1つ選べ。

「前各号に掲げるもののほか、令別表第1に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危険物の規制に関する政令別表第4で定める数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの」

選択肢

- ア 消火器
- イ 屋内消火栓設備
- ウ スプリンクラー設備
- エ 自動火災報知設備

**【防火査察】問1** 消防法（以下「法」という。）第4条及び第4条の2に規定する立入検査に関する事項のうち、不適切な記述は次のうちどれか。

- (1) 消防長又消防署長が、火災予防のため特に必要があると認

めるときは、消防対象物及び期日を指定して、当該管轄区域内に立入検査を実施させることができる。

- (2) 消防署長が、火災予防のため必要があると認めるときは、当該消防職員にあらゆる仕事場等に立ち入って、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させることができる。
- (3) 法第4条第1項及び法第4条の2第1項に基づき立入検査を実施する場合においては、市町村長の定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。
- (4) 法第4条の2第1項に基づき実施する消防団員の立入検査については、関係者の承諾を得た場合であっても、個人の住居に立ち入ることはできない。

**【防火査察】問2** 違反処理に関する記述のうち、不適切な記述は次のうちどれか。

- (1) 消防法（以下「法」という。）第3条第1項及び第5条の3第1項中の「特に緊急の必要があると認める場合」とは、権原を有する関係者の住所が現場から遠い等の事情から命令を伝えるまでに日時を要す場合である。
- (2) 違反処理に関する命令書を発送する場合は、郵便物が配達された事実を証明する配達証明と、郵便物の内容とそれが差し出されたことを証明する内容証明を併用する必要がある。
- (3) 法上の命令は、行政庁としての市町村長、消防長又は消防署長などの命令権者が、法上の命令規定に基づき、公権力の行使として、特定の者に対し、具体的な火災危険の排除や法令違反等の是正について、義務を課す意思表示であり、通常、罰則の裏付けによって、間接的にその履行を強制している。
- (4) 法第3条第2項及び第5条の3第2項中の「確知することができない」とは、物件の所有者等が現場に居合わせず、かつ、氏名、住所等、その者を特定する情報がない場合である。

**【危険物】問1** 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の位置、構造及び設備の技術上の基準についての次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 移動タンクにあっては、0.3m平方の「危」と表示した標識を設ける。
- (2) 地下タンクは、厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造る。
- (3) 地下タンク及び移動タンクを除く液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずる。
- (4) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造る。

問2 答 (5)

解説 延焼防止後の火災室等の消火溜水を残水処理機等により処理する。

問3 答 (2)

解説 延焼阻止線内に進入する場合は、排気口を設定してから進入する。

**〔救急〕**

問1 答 (4)

解説 救急業務実施基準第28条及び第29条参照。

問2 答 (2)

解説 地域保健法第6条参照。

問3 答 (3)

解説 救急業務実施基準第19条(死亡者の取扱い)参照。  
「隊員は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。」とされている。

予防技術検定模擬テスト

**〔共通〕**

問1 答 (4)

解説 (1) ○ 消防法9条の4第1項参照。  
(2) ○ 危険物の規制に関する政令別表第4、備考4参照。  
(3) ○ 同表、備考5参照。  
(4) × 同表、備考9参照。不燃性又は難燃性でないものに限られる。

**〔消防用設備等〕**

問1 答 (1)

解説 (1) × 消防法8条の3第1項、2項参照。高層建築物の場合、1階から最上階までの全部屋において、用いられる防災対象物品は防災物品でなければならない。  
(2) ○ 消防法施行令25条1項柱書き参照。  
(3) ○ 消防法施行令21条1項14号参照。  
(4) ○ 消防法施行令24条3項2号参照。

問2 答 イ

解説 この記述は、消防法施行令11条(屋内消火栓設備に関する基準)1項5号であり、指定可燃物を「危険物の規制に関する政令別表第4」で定める数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱う場合に、屋内消火栓設備

の設置を義務づけている。

ちなみに、当該倍数は、消火器(同令10条1項4号)が1倍、スプリンクラー設備(同令12条1項8号)と水噴霧消火設備等(同令13条1項)は1,000倍、自動火災報知設備(同令21条1項8号)は500倍となっている。

**〔防火査察〕**

問1 答 (4)

解説 (1) 消防法第4条の2第1項により適切。  
(2) 消防法第4条第1項により適切。  
(3) 消防法第4条第2項及び法第4条の2第2項により適切。  
(4) 消防法第4条の2第2項により、消防団員による立入検査においても、関係者の承諾を得た場合は、個人の住居に立ち入ることはできるので、不適切。

問2 答 (1)

解説 (1) 「特に緊急の必要があると認める場合」とは、権原を有する関係者の住所が現場から遠い等の事情から命令を伝えるまでに日時を要し、かつ、一刻も早く命令を行わないと火災予防上重大な支障を生じる等の理由がある場合であるので、不適切。  
(2) 違反処理マニュアルにより適切。  
(3) 違反処理マニュアルにより適切。  
(4) 違反処理マニュアルにより適切。

**〔危険物〕**

問1 答 (2)

解説 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクは、鋼板又は金属板のほかガラス繊維強化プラスチックで造ることができる。

[参照条文]

〇〇市(町・村)火災予防条例(例)

昭和36年11月22日付 自消甲予発第37号

問2 答 (4)

解説 特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査について、危険物保安技術協会に審査を委託できるのは、液体危険物タンクの基礎及び地盤に関する事項、液体危険物タンクの溶接部に関する事項並びに岩盤タンクのタンク構造に関する事項である。

[参照条文]

消防法第11条の2、第11条の3

危険物の規制に関する政令第8条の2、第8条の2の2、第8条の2の3